

広島市条例第 37 号

令和 8 年 6 月 26 日

広島市運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市運動場条例の一部を改正する条例

広島市運動場条例（昭和 26 年 6 月 18 日広島市条例第 7 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表庭球場の項中

「

広島市南観音庭球場	広島市西区観音新町二丁目 90 番地
-----------	--------------------

」を

削り、同表運動広場の項中

「

広島市南観音運動広場	広島市西区観音新町二丁目 90 番地
------------	--------------------

」を

を削る。

別表第 2 広島市南観音運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 2 月 1 日から施行する。